



2018年5月18日

各 位

会社名 ネットワンシステムズ株式会社
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 吉野 孝行
 (コード番号：7518 東証第1部)
 問合せ先 取締役 執行役員 片山 典久
 本リリースに関する問い合わせ先
 経営企画本部 広報・IR室 山形 昌子
 (TEL. 03-6256-0615)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月18日開催の取締役会において、2018年6月14日開催予定の第31回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

代表取締役が複数名となった場合における株主総会及び取締役会の運営体制に柔軟性を持たせるため、定款第13条及び第21条第1項に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の定めを変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第12条 <条文省略>	第1条～第12条 <現行どおり>
第13条 (招集権者及び議長) 株主総会は <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。ただし、 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第13条 (招集権者及び議長) 株主総会は <u>代表取締役</u> (複数の場合には、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた者とする。</u>) が招集し、その議長となる。ただし、 <u>当該代表取締役に</u> 事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
第14条～第20条 <条文省略>	第14条～第20条 <現行どおり>
第21条 (取締役会) 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。ただし、 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取	第21条 (取締役会) 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> (複数の場合には、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた者とする。</u>) が招集し、その議長となる。ただし、 <u>当該代表取締</u>

現行定款	変更案
締役がこれに代わる。	役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
2. <条文省略>	2. <現行どおり>
3. <条文省略>	3. <現行どおり>
第22条～第35条 <条文省略>	第22条～第35条 <現行どおり>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2018年6月14日予定

定款変更の効力発生日

2018年6月14日予定

以上